

# 茨城町住宅リフォーム助成事業 ～ 申請マニュアル ～

この事業は、町内に住民登録している住宅の**所有者**（当該住宅に3年以上居住し、かつ現在も住んでいる者）が、**町内業者**（町内に住所を有する個人事業者又は町内に本店を有する法人）により住宅の改修工事を行うことに対して、工事経費の一部を助成します。

## ■ 助成の概要

### 対象工事

表の助成対象の工事金額**合計（消費税を含む。）100万円以上**のもの

対象となる工事	対象とならない工事
建具（戸・障子・襖）工事、 畳（介護保険適用対象品を除く）の張り替え	門扉・塀等の外構工事
壁・床・天井等の張替え・塗り替え 屋根葺き替え（震災復旧は除く）	物置・車庫・離れ等住宅以外の新築及び修繕
床面積が10m <sup>2</sup> 以下の増築及び間取り替え	床面積が10m <sup>2</sup> を超える増築
玄関・ガラス・アルミサッシ・網戸工事	家電製品・家具等の購入及び取り付け
住宅設備工事（台所・風呂・便所等。ただし、 合併浄化槽・下水道・農業集落排水接続のた めの工事を除く。）	シロアリ駆除等防虫工事 要綱施行以前に既に着工している工事

- ※1 助成の対象となる住宅は、個人の所有であり、かつ、所有者自ら居住している住宅とする。賃貸住宅（一戸建て住宅を含む。）及び集合住宅は、助成の対象より除くものとする。
- ※2 店舗、事務所等が併設された住宅については、助成の対象は、個人の住居部分の工事のみとし、店舗、事務所等の工事は除くものとする。共用部分（屋根、壁等）については按分し、助成対象を算出するものとする。

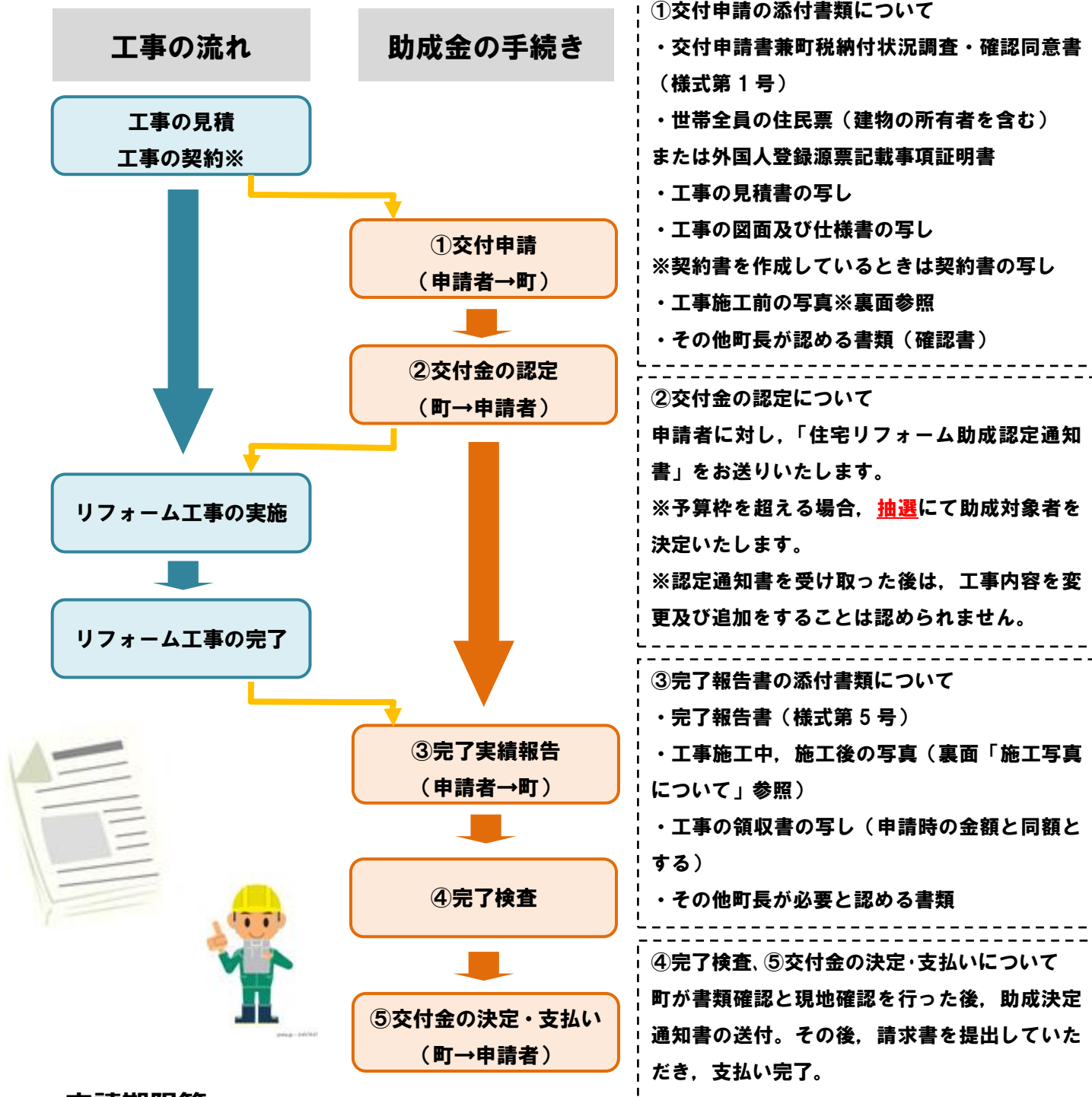
### 補助額

20万円/人



# 助成金の申請手続き等

## ■ 助成事業の進め方・手続き



## ■ 申請期限等

- ・ 申請時期については、当該年度の広報紙又はHPでご確認ください。
- ・ 完了実績報告の期限は、**当該年度の3月中旬**までとなります。

# 施工写真について

## ■ 施工写真の撮り方


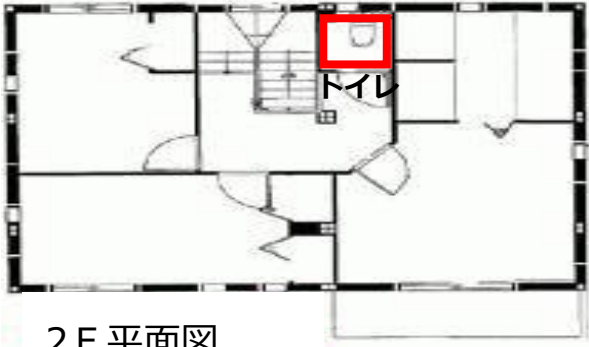
【仕様例】 居間（床張替工，壁紙張替工），2階トイレ（内装工，便器取替工）



施工前



居間①	
居間②	写真
2F トイレ	
1	


1F 平面図

2F 平面図

- 工事を行う箇所の写真は**必ず添付**してください。
- 1枚で収まりきれない場合は、複数枚に分けて撮影箇所ごとに、**番号を付けて**ください。
- 平面図には撮影箇所が分かるように写真の**番号と撮影方向**を記載し、**工事箇所を着色囲い**してください。



## 施工中

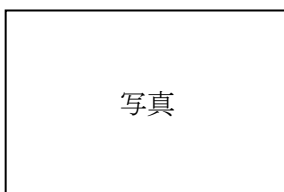
居間  
床貼替え



居間  
壁紙貼替え



2Fトイレ  
便器撤去



1

## 施工後

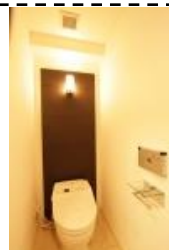
居間①  
施工後



居間②  
施工後



2Fトイレ  
施工後



2

- ・ 施工中の写真は、**工事種類ごと**に写真を添付してください。
- ・ 1枚で収まりきれない場合は、複数枚に分けて撮影箇所ごとに、**番号を付けて**ください。
- ・ 施工後の写真は、**施工前の写真と比較**が出来るよう（同じ撮影方向）に撮影してください。

〒311-3192

東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地

茨城町 都市建設部 都市整備課 住宅・営繕 G

TEL.029-240-7116（直通）

FAX.029-292-6759

